

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコミュニティ財団（以下「この法人」という。）の事業に伴う謝金の支払に関して必要な事項を定める。

(支払対象者及び役務内容)

第2条 謝金の支払対象者、対象役務の内容及び謝金の基準支払金額については、別表に掲げるとおりとする。

2 別表に記載のない役務の提供に対して支払う場合、基準支払金額は役務ごとに理事会で決議するものとする。

(支払方法)

第3条 謝金は支払対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、本人の申し出により、本人の所属する会社等の組織に支払うことができる。

(費用)

第4条 交通費及び宿泊費を要した場合は、この法人の旅費規程を準用して支払うものとする。

2 この法人が依頼した役務に関連して、支払対象者が前項以外に負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払う。

(源泉徴収)

第5条 謝金の支払に際して、この法人は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(受託・助成事業)

第6条 外部諸機関・諸団体からの受託・助成事業で、その機関・団体において謝金の支払に関する規程がある場合は、その規程に従って謝金の支払を行うことができる。

(その他)

第7条 特別な事情により、別表に掲げる基準によりがたい場合は、支払金額を別に定めることができる。

2 前項に基づき支払金額を別に定めるときは、代表理事の承認を得なければならない。ただし、別表に掲げる基準から1件の支払につき50%以内の範囲で支払金額を増減した場合は、この限りではない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年5月9日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2025年12月1日より施行する。

別表（第2条、第7条関係）

支払対象者	対象役務	基準支払金額
各種委員	各種委員会への出席（オンラインを含む） （実働3時間を超える場合）	30,000円／回
	同 （実働3時間以内の場合）	20,000円／回
	書面による役務	2,000円／件
講師等	講演会等の講師（実働2時間を超える場合）	50,000円／回
	同 （実働2時間以内の場合）	30,000円／回
	討論会等の進行役または討論者（実働2時間 を超える場合）	50,000円／回
	同 （実働2時間以内の場合）	30,000円／回
執筆者等	取材レポートの作成	20,000円／件
	原稿の寄稿	2,000円／400字
	講演会等の記録確認	2,000円／400字
	イラスト・図表	1,000円／点

※金額は消費税を含む。

※実働とは拘束時間ではなく、実際の対象役務に従事した時間を指す。